

## 住民税の申告はお済みですか？

所得税の確定申告が不要な場合でも、給与・年金以外の所得がある方や、税金上の扶養になっていない方は、住民税の申告が必要です。未申告の方を対象に申告相談を開催します。



日時●8月18日(火)・19日(水) 午前9時～午後4時

会場●役場1階 第2会議室

持ち物●

- ・マイナンバーが記載された本人確認書類など
- ・収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
- ・経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
- ・各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

### ★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

## 税等の納付状況報告

(令和8年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和7年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	平山 富子	○	○	-	○	○	-	○	-
副町長	佐藤 正樹	○	○	-	○	○	-	○	-
教育長	菅澤 行男	○	○	-	-	○	-	○	-
議長	鷗澤 茂	○	○	○	○	○	-	○	-
副議長	佐藤 幸三	○	○	-	○	○	○	○	-
議員 (議席番号順)	伊橋 孝太郎	○	○	○	○	-	-	-	-
	行橋 千春	○	○	-	○	-	-	-	-
	橋本 孝之	○	○	○	○	-	-	○	-
	萩原 宏紀	○	○	-	-	-	-	-	-
	佐藤 利治	○	○	-	-	-	-	○	-
	飯田 良一	○	○	○	○	-	-	-	-
	菅澤 博隆	○	○	○	○	○	○	○	-
	高坂 恭子	○	○	-	○	○	○	○	-
	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	○	○
土井 秀敏	○	○	○	-	○	-	○	-	
石渡 悦子	○	○	-	-	○	-	○	-	

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額が全て納付されている場合 「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合  
「-」…本人に納付義務がない場合

## 男女共同参画地域推進員さんをご紹介します

千葉県では、男女共同参画社会づくりを進めていくため、男女共同参画地域推進員を委嘱しています。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

地域推進員は、地域住民・町・県とのパイプ役となり、地域に根差した講座・講演会などの事業を通じて男女共同参画に関する意識の普及・啓発活動をしています。

お問合せ●企画政策課企画政策係 ☎76-5417



おぐら まき  
小倉 真紀さん

## 令和8年度後期高齢者医療制度の保険料率などが変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、法令に基づき、医療保険分は2年ごとに、子ども・子育て支援金分は1年ごとに見直しを行います。この度、令和8年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

また、所得の低い方に対しては、均等割額の軽減措置があり、軽減判定所得基準の一部が変更になります。

### 保険料率

項目	区分	令和7年度	令和8年度
医療保険分	所得割	9.11%	9.40%
	均等割	43,800円	51,000円
子ども・子育て支援金分(新設)※	所得割	-	0.25%
	均等割	-	1,310円

### 保険料の限度額

項目	令和7年度	令和8年度
医療保険分	80万円	85万円
子ども・子育て支援金分(新設)※	-	2万1,000円
計	80万円	87万1,000円

※子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための財源となる「子ども・子育て支援金分」が新設されました。

### 均等割額の軽減判定所得基準の改正

令和7年度	令和8年度
7割軽減 43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	判定所得基準の改正なし ※医療分のみ、特例により7.2割軽減を行います。
5割軽減 43万円+30万5千円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	5割軽減 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下
2割軽減 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	2割軽減 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下

### 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

75歳の誕生日の前日まで、会社の健康保険や共済組合の被扶養者であった方の「均等割額」は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。なお、軽減の申請手続きは不要です。

### 決定通知書の発送

後期高齢者医療保険料の決定通知書の発送は7月中旬を予定しています。内容をご確認の上、期限内の納付をお願いします。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405

